

【公告】 会員権停止

大阪市住吉区山之内一丁目一五
有限会社コミヤマ工務店
代表者 込山 修

右の者は、自ら売主となる土地建物売買契約において、重要事項説明義務違反及び手付金等の保全義務違反が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第四号の規定に基づき、令和七年十月九日から四か月間会員権を停止する。

令和七年十月九日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会長 山本 清孝
綱紀自主規制委員会
委員長 小松 邦泰